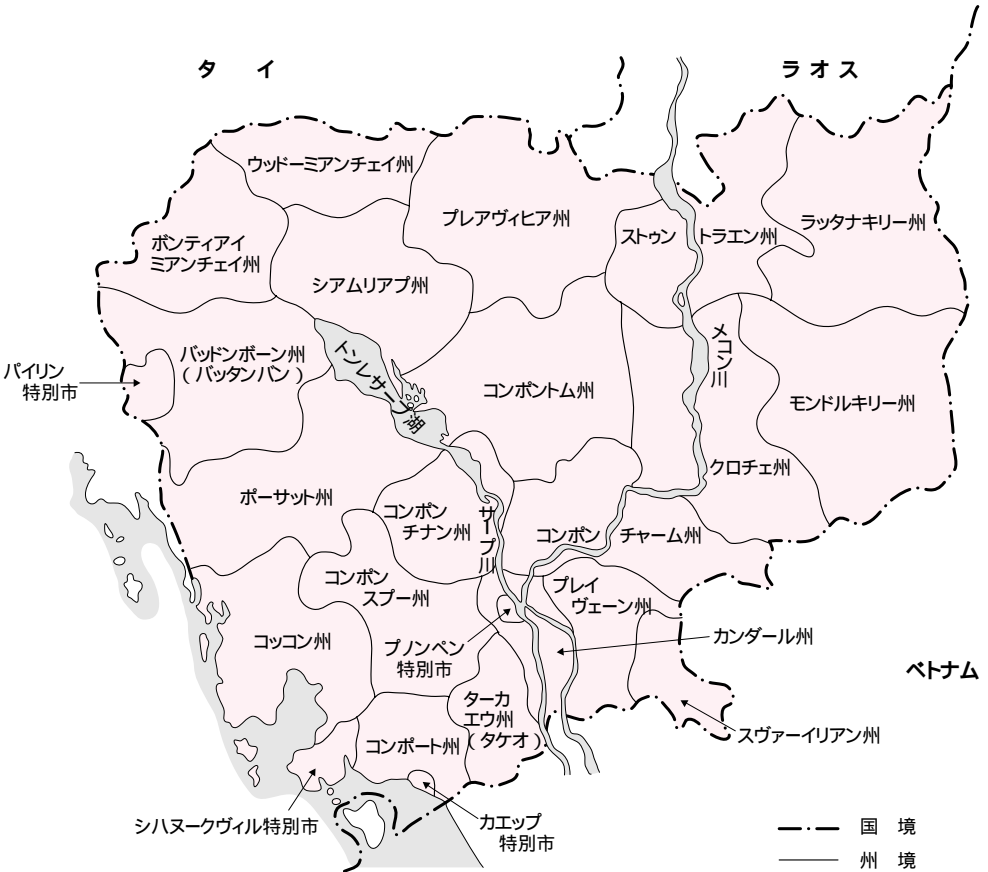


カンボジア

カンボジア王国	宗教	仏教(上座部)
面積 18万 km ²	政体	立憲君主制
人口 1220万人(2000年央推計)	元首	ノロドム・シハヌーク国王
首都 プノンベン	通貨	リエル(1米ドル=3915リエル, 2001年12月平均)
言語 クメール語	会計年度	暦年と同じ



平穏な1年 国際機関の指導の下で諸改革に取り組む

あま かわ なお こ
天川 直子

概 況

パリ和平協定の調印(1991年10月)から10年を経て、政治体制も一定の安定を維持するに至り、行財政改革や経済関係諸制度の整備・改革も、国際機関の指導に概ね従いつつ徐々に実施に移されて、一定の成果を挙げつつある。

政治体制については、1998年末に成立した人民党と「独立・中立・平和・協力のカンボジアのための民族統一戦線」(FUNCINPEC)の連立政権が依然として安定を保った。1998年総選挙結果に対する異議申し立て行動以来、野党サム・ランシー党の政治スタイルの一部になっていた国会外での大衆動員活動は、2001年にはほとんど見られなかった。また、国会には、クメール・ルージュ(KR)特別法廷設置法、村議会選挙法、村行政法や土地法などの重要法案が相次いで上程されたが、いずれも速やかに可決された。

このような政情の安定の下で、経済も2000年に引き続き順調な拡大を見せている。経済成長を支えている主な要因としては、年間5億～6億ドル規模の外国援助が順調に実施されていること、1990年代後半に入って急増した縫製品輸出が約10億ドル規模の水準を維持していること、および外国人観光客数が着実に増加しつつあることなどが指摘できよう。

対外関係としては、国連とは、KR特別法廷の設置をめぐる若干の軋轢を抱えているものの、主要な国際機関や援助供与国、および近隣諸国とは良好な関係を保っている。

国内政治

主要政党の動き

2001年のカンボジアの政情は、1999年と2000年に引き続き、安定したものであった。村議会選挙(2002年2月)を控えていたため、暴力行為による政治的脅迫の

頻発などによる主要政党間の関係の悪化がかねてより懸念されていたが、概ね杞憂に終わったと言ってよい。

人民党と FUNCINPEC は、1998年11月より人民党主導型の連立政権を維持してきたが、2001年も両党間には目立った軋轢は表面化しなかった。3月の FUNCINPEC の創設20周年記念祝典を兼ねた年次大会に、フン・センやソク・アンという人民党の最有力者が出席したことや、5月、両党が、村議会選挙を中立的で暴力のないものにするために協力するとともに選挙結果をめぐる争いは避ける旨の共同声明書を取り交わしたことに示されているように、両党は良好な関係をむしろ誇示してきたと言える。

各政党内部の動きとして目立ったのは、シリウッドが FUNCINPEC に復党し、ラナリットに次ぐ序列第2位の幹事長職に舞い戻ったことである(6月)。シリウッドは、1995年にフン・セン暗殺容疑で逮捕されたあとフランスに亡命し、1999年に帰国していたものの、表立った政治活動は行っていなかった。シリウッドの復党は、すなわち同氏とラナリットとの関係修復を示している。シリウッドの復党が今後、ラナリットの党内基盤や、人民党との関係にどのような影響を及ぼすかは、いまだ明らかではないが、注視すべき点であることは間違いない。

KR 特別法廷設置

1999年3月、国連事務総長が、いわゆるポル・ポト時代(1975年4月～1979年1月6日)に犯された人道に対する罪の責任者を裁くための国際法廷の設置を安保理と総会に勧告した。以後、カンボジア政府と国連は、主に外国人裁判官・検事の位置づけと訴追対象者の範囲とについて協議を重ね、2000年7月には、裁判官の構成や判決に必要な賛成数などについての合意点を確認した覚書を作成した(この要旨については、本年報2001年版「カンボジア」の項を参照)。この時点での両者の合意に沿って、カンボジアでは KR 特別法廷設置法案が作成され、2001年1月には国民議会(下院)と上院で可決された。憲法との整合性をとるための技術的修正の後、同8月、シハヌーク国王が署名して、同法は発効した。これをもって、特別法廷を設置するためのカンボジア国内の法的手続きは完了した。しかし、カンボジア政府と国連の間では、訴追対象者の範囲をめぐる意見の齟齬が解消されていないほか、費用分担や判事の選出など裁判の実施に関わる具体的な問題点がなお多く残されており、2001年末現在、KR 特別法廷の設置の見通しは立っていない。

村議会選挙

当初は1997年に予定されていたが、諸事情のために延期が重ねられてきた村議会選挙がようやく2002年2月に実施された。

この選挙は、最小の行政単位である村(カンボジア語では「クム」、英米語訳では一般に「コミュニン」とされる)にある、人民革命党政権下で設置された任命制の人民委員会をそのまま引き継いだ村議会を廃止して、公選によって改めて村議会を設置するためのものである。選挙実施の根拠法である村議会選挙法、および村議会の権限を定めた村行政法は、2001年1～2月に上下両院を通過し、3月に発効した。選挙人登録は7月下旬～8月下旬に行われ、登録者は有資格者の83%であった(9月3日サー・ケン副首相談話)。候補者の受付は10月中旬に行われた。いずれも大きな混乱なしに終了したと報じられている。

かねてより懸念されていた殺人等の暴力による政治的脅迫行為は、2001年7月初旬より散発的に報道され始めた。*Cambodia Daily* 紙に報道された限りでは、被

害者は FUNCINPEC ないしはサム・ランシー党の党員に限られていた。また、被害者の属する党が政治的動機による事件であると主張するのに対して、警察当局は私的怨恨等による事件であると主張するのが常であった。10月に公表された国連報告は、関係政党が選挙がらみの殺人だと主張する30件のうち、明らかに政治的動機による殺人だと判断できるのは6件であるとしたうえで、1998年の総選挙時に比して流血事件は減少しているとの結論を下した。

2002年2月3日、全国で投票が行われた。1998年の総選挙を契機に発足した選挙監視活動を主任務とする NGO である「自由・公正な選挙のための委員会」(Committee for Free and Fair Elections : COMFREL)、「自由・公正な選挙のための連合」および「カンボジアにおける自由な選挙のための中立・非党派委員会」は、2月12日に発表した共同声明で、今回の選挙は、「許容範囲にはあるが、自由、公正、公平ではなかった」という評価を下した。

なお、投開票プロセスや選挙結果に対する異議申し立ての動きとしては、サム・ランシー党がプノンペンで支持者300人とともに、プノンペン特別市内の6村の票の数え直しとターカエウ州内の1村の再投票を求めて、デモ行進を行ったのが目立った程度であった。

なお、投票率については、国家選挙委員会が正式承認した数値は、筆者の管見の限りでは、主要紙には報道されていない。ただし、上記の COMFREL らの共同声明によれば、選挙人登録をしていたにも関わらず、「投票しなかった」および「投票できなかった」有権者は、約75万人とされている。表1(次ページ)に記載されている有効・無効票の数字に基づいて計算してみると、投票率は約86%だと推計できる。

村議会選挙の結果

本稿執筆時点では、国家選挙委員会による公式結果が入手できていないため、COMFREL の独自集計に基づいて、若干の分析を行う。

表1(次ページ)に示されているように、プノンペン特別市を除く23州・特別市で、人民党が過半を得票し、全国レベルの集計でも6割を超える得票率を挙げた。今回の選挙は全体として、人民党の勝利に終わったと言うことができよう。

国会議員選挙が州・特別市ごとの比例代表制で行われるため、カンボジアの選挙民の投票行動が国政レベルの選挙でも地方選でも違いはないと仮定すれば、今回の選挙の全国レベルと州レベルの集計結果は、2003年に予定されている次回総

選挙を占うものとして扱うこともできよう。したがって、過去2回の総選挙結果と比較しつつ、少し詳しく見ておきたい。

今回、人民党が獲得した全国レベルの得票率は、過去2回の総選挙のいずれで得たものよりも格段に高い(1993年制憲議会選挙38.2%、1998年国会議員選挙41.4%、

表1 村評議会選挙のCOMFREL

州／特別市	カンボジア人民党		FUNCINPEC		サム・ランシー党	
	得票率 (%)	議席数	得票率 (%)	議席数	得票率 (%)	議席数
ボンティアミアンチェイ州	59.73	335	22.73	103	17.49	66
バッドンボーン州	65.72	545	22.14	144	12.06	55
コンボンチャーム州	57.34	825	24.07	303	18.29	207
コンボンチナン州	64.21	304	23.56	88	11.82	23
コンボンスプー州	61.26	410	22.62	124	15.89	71
コンボントム州	55.70	349	29.06	160	15.16	61
コンボート州	55.31	338	26.11	132	17.36	71
カンダール州	64.58	728	17.63	156	17.73	133
コッコン州	59.50	78	17.78	16	22.72	21
クロチェ州	58.72	183	26.93	71	14.35	26
モンドルキリー州	78.64	95	19.45	10	1.90	0
プノンペン特別市	49.57	348	13.99	68	36.14	236
ブレアヴィヒア州	62.75	218	18.88	55	18.37	37
ブレイヴェーン州	61.65	593	24.69	205	13.41	88
ボーサット州	71.57	268	19.60	54	8.83	12
ラッタナキリー州	73.08	206	17.50	31	9.42	14
シナムリアプ州	68.71	510	18.97	108	12.32	50
シハヌークヴィル特別市	55.08	91	25.15	34	19.77	19
ストゥントラエン州	58.80	116	20.73	32	20.47	28
スヴァーイリアン州	63.73	364	23.23	113	12.99	39
ターカエウ州	64.12	514	24.13	159	11.57	56
ウードーミアンチェイ州	63.38	74	23.77	18	12.86	11
カエップ特別市	67.62	24	26.02	7	6.01	0
パイリン特別市	68.67	36	13.17	3	18.16	5
総数	60.98	7,552	22.07	2,194	16.74	1,329

(原注) (1) COMFREL は、Sampov Lune 村(カンダール州)、Chroy Svay 村(コッコン州)、村(ターカエウ州)の5村における開票所からは、データを得ていない。(2) COMFREL は、ボンテプー州、コンボントム州、カンダール州、クロチェ州、モンドルキリー州、シナムリアプ州、おを得ていない。

(出所) <http://www/vocri.org/02262002/commune.html>

今回61.0%)。サム・ランシー党は1998年総選挙時の得票率から若干の伸びを示している(1998年14.3%, 今回16.7%)。これに対して目立つのが FUNCINPEC の得票率の低下である(1993年総選挙45.5%, 1998年総選挙31.7%, 今回22.1%)。この得票率の推移からは、この10年間、人民党が着実に国民の支持を獲得し、サム・

による独自集計の結果

クメール民主党		その他		有効投票総数	無効票 (%)
得票率 (%)	議席数	得票率 (%)	議席数		
		0.05	0	190,541	5.41
0.03	0	0.05	0	263,901	4.90
0.30	0			615,403	4.46
0.33	0	0.08	0	156,355	5.34
		0.23	0	240,205	5.25
		0.07	0	196,918	5.40
1.22	1			188,142	4.28
0.06	0			441,626	2.49
				27,645	6.99
				91,140	4.84
				10,615	6.49
0.27	0	0.04	0	363,299	2.21
				45,372	6.05
0.22	0	0.03	0	397,496	6.01
				124,941	3.80
				31,131	7.91
				238,641	8.25
				50,031	2.85
				27,994	5.86
		0.06	0	192,393	5.18
0.18	0			341,214	3.31
				25,567	5.41
0.34	0			11,314	4.97
				11,551	5.62
0.18	1	0.03	0	4,283,435	4.42

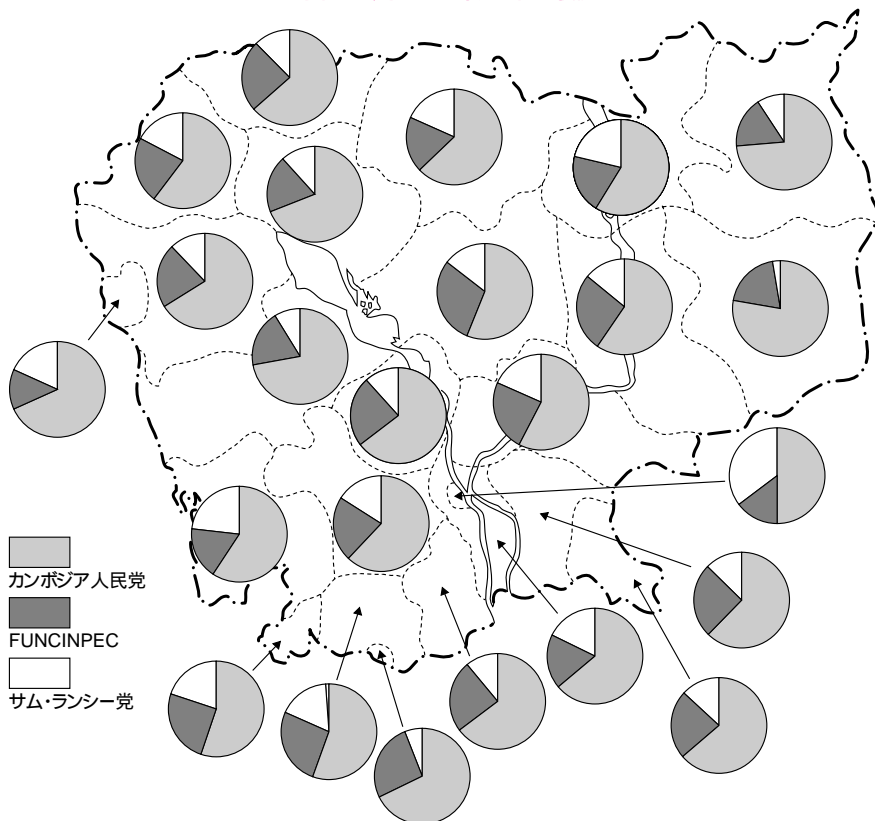
Ronakkse 村(プレアヴィヒア州), Sambo 村および Prey Thkar
 イアイミアンチェイ州, コンボンチャーム州, コンボン
 スおよびターカエウ州における計21村の55の開票所からはデータ

ランシー党に限られた層
 とはいえ支持基盤を固め
 つつある一方で、FUN
 CINPEC が当初の支持を
 明らかに失いつつあるこ
 とが読みとれる。

ついで州ごとの得票状
 況の違いについて検討し
 たい(表1, 図1〔次ペ
 ジ〕参照)。人民党,
 FUNCINPEC, およびサ
 ム・ランシー党の得票状
 況を州毎に見ると、少な
 くとも下記の3点が指摘
 できる。

第1に、プノンペン特
 別市におけるサム・ラン
 シー党の得票率の高さが
 目を惹く。ここでは同党
 は36%強という全国で最
 も高い得票率を獲得した。
 一方、サム・ランシー党
 に食われた形で得票率を
 落としたのが人民党であ
 る。全国の州・特別市レ
 ベルで唯一、過半数をご
 くわずかとはいえず下回
 った。サム・ランシー党は、

図1 州ごとの得票率の状況



(出所) 表1より筆者作成。

1998年総選挙では、プノンペン特別市選挙区(定数12人)では4人を当選させており、定数に占める同党議員の割合としては、パイリン特別市選挙区を除き、最も多かった(1998年総選挙による各選挙区選出国會議員の詳細については本年報1999年版243ページを参照のこと)。1998年総選挙のパイリン特別市選挙区では定数1人のところでサム・ランシー党が自党議員を当選させたが、今回の村議会選挙ではパイリン特別市の集計が示している党別得票状況は、他の州の傾向と大差がないため、パイリン特別市におけるサム・ランシー党の勢力については判断がつかない。

しかし、サム・ランシー党が多くのプノンペン特別市住民の支持を得るに至っており、首都を基盤とする都市型政党として成長しつつある兆しを見ることはできよう。この現象からはまた、いささか強引ではあるが、首都プノンペンの人々が、地方農村部の人々とは異なった政策利害を有し、異なった投票基準に基づいて行動しているのではないかという仮定をおくこともできる。

州・特別市レベルの集計から指摘できる第2の点は、サム・ランシー党の得票率がきわめて高いプノンペン特別市と、人民党の得票率が高いラッタナキリー州とモンドルキリー州という例外を含みつつも、全国的には3党の得票割合は大差がないということである。すなわち、政党に対する支持の有様に顕著な地方差がなく、いずれの政党も特定地方を勢力基盤にしているわけではない、ということが読みとれよう。

最後に指摘しておきたいのは、FUNCINPECもサム・ランシー党も概ね全国で一定の得票を挙げているということである。カンボジアは、1991年に締結されたパリ和平協定を境に、人民党の前身である人民革命党による一党支配体制から、複数政党制に転換した。FUNCINPECが政党としての活動を開始したのはパリ和平協定後のことであり、サム・ランシー党の政治活動も本格化したのは1990年代半ば以降のことである。人民党以外の政党のこのような活動歴の浅さ、および人民革命党政権時代に党組織と不即不離の形で築かれた地方行政組織・人脈が今日なお機能していることなどから、しばしば「人民党による地方の独占」が批判対象となってきた。しかし、今回の選挙結果を見れば、歴史の浅い両党が最小行政単位である村レベルの議会選挙に候補者を立て選挙活動を行って、村人の支持をそれなりに取り付けることができるほどに、地方の末端まで党組織・党員を拡大させていることがわかる。これは、カンボジアの道路・通信インフラの未整備状況を勘案すると驚くべきことでもある。

「カンボジア自由の戦士」

2000年11月の国防省の襲撃を指導したとされる「カンボジア自由の戦士」のメンバー32人に対する裁判が、プノンペン地裁で2001年6月11日に開始され、同月29日に結審した。米国籍を有する容疑者3人のうち、事件直後に逮捕されたりチャード・キリ・キムを除く2人は欠席裁判とされた。判決は、同団体の指導者と目されているアメリカ在住のチューン・ヤシット、およびりチャード・キリ・キムを含む5人に無期懲役刑、残りの被告人に対しては最長20年の懲役刑を課した。

9月に入ると同時に、カンボジア検察・警察当局は「カンボジア自由の戦士」のメンバーであるとの容疑による逮捕を急増させた。バッドンボーン州など北西部を中心に、9月だけで少なくとも20数人が逮捕されたと見られる。また同月には、ベトナム大使館に4月、手榴弾を投げ込んだ同メンバーだとの容疑で新たに5人がプノンペン地裁に起訴された。

小火器の取り締まり

カンボジア政府は1999年に一般市民による小火器や爆発物の所持を禁止して以来、銃の没収や銃器焼却式典の実施などによって、社会の「武装解除」に取り組んできた。しかし、銃や手榴弾が一般にかなり容易に入手できる状況の改善、および人々がすでに所持している武器を自発的に放棄するような状況までには、まだ至っていない。

経

済

概況

政情の安定と公的援助の本格的再開によって1999年に成長軌道に立ち戻ったカンボジア経済は、2000年には40年来最悪と言われた洪水に見舞われたにもかかわらず、時宜を得た食料援助と観光収入に支えられて5%の成長を達成するとともに、消費者物指数の上昇は抑え込まれた。2001年も、年後半は世界的な景気後退の影響を受けて幾分減速したものの、前半の良好なパフォーマンスのおかげで5%以上の成長が予想されている。

しかし、カンボジアの唯一で最大の輸出産業である縫製産業の今後の見通しや、外国直接投資認可額の減少傾向など、懸念すべき点はある。

縫製産業

カンボジアにおける縫製産業は、アメリカから最恵国待遇を得た1996年を境に急速に拡大した。近年では輸出額の約9割が縫製品の輸出によるものであり、うち8割がアメリカ向け輸出であると見なされている。なお、2000年の縫製品の輸出総額は、縫製産業協会の議長が2001年に語ったところによれば約10億ドルである。

縫製工場の経営者たちは、国際通貨基金(IMF)・世銀が勧告している、現行の投資法に規定されている減免税措置の見直しに強く反発している。カンボジア政府が現行の減免税措置の見直しに着手しないとしても、1994年に施行された現行の投資法が定めている減免税措置の最長期間は操業開始から8年間にすぎない。この減免税期間が終了したとき、現在操業している縫製工場がいかなる選択を行うのか、その判断によってはカンボジア経済が多大な痛手を被ることは間違いない。

外国直接投資の減少

1999年に、現行の投資法が施行された1994年来最低の認可額を記録したカンボジアへの外国直接投資は、2000年と2001年も引き続き減少した。2001年8月、フン・セン首相が語ったところによると、2000年の認可額は1999年より40%も少なかったのに加えて、2001年の前半は2000年の同期に比してさらに36%減少したということである。このような外国直接投資認可額の減少は、現時点では、カンボジア経済の成長率には影響を及ぼしていないように見えるが、今後とも注視していくべき点である。

外国援助

世界銀行の主催によるカンボジア支援国会合は、2001年6月12～13日、東京で開催された。国際機関のほか15カ国の援助供与国が参加し、カンボジア政府の要請額を20%以上も上回る計6億1500万^{ドル}(対政府援助5億6000万^{ドル}、対非政府組織援助5500万^{ドル})の支援が公約された。閉会後の記者会見で世銀は、どの支援国も人権状況の改善と援助供与とを明白に関連づけてはいないが、諸改革の進捗状況、特に司法改革と天然資源の管理は注目されていると述べた。

IMFが世銀と協調して供与している「貧困削減・成長ファシリティー」(PRGF)は当初予定のとおり順調に実施された。1月には貧困削減戦略ペーパーの暫定版が世銀理事会で承認された後、第2次供与(836万SDR、約1100万^{ドル})が実施され、7月には、第3次供与(835万7000SDR、約1050万^{ドル})が実施された。

行財政改革、経済関係諸制度の整備・改革の進捗

行財政改革、経済諸制度の整備・改革は、直接的にはIMFによってPRGFのコンディショナリティとしてカンボジア政府に実施が義務づけられている。のみならず、カンボジア支援国会合が1999年度には4半期ごとに、2000年度には半期毎に諸改革の進捗状況を検討するための定期会合をもったことに示されているように、主要援助国・機関もまた、行財政改革、経済諸制度の整備・改革をカンボジアの社会経済開発の前提条件と見なして、その進捗に注目してきた。

2001年4～5月に実施した調査に基づいてIMFスタッフが7月に取りまとめた第3次レビュー(IMF Country Report, No. 01/143)は、銀行の再編成、公務員の給与台帳のコンピュータ化、および森林資源管理政策改革といった主要改革分野で進展が見られると評価した。しかし、一方で、顕著な遅れが目立つ改革分野として公務員改革の実施手順の策定、王国軍の規模縮小、投資法の見直しを指摘した。

遅れが指摘された3分野のうち、公務員改革については2001年は目立った動きはなかった。

王国軍の規模縮小は2001年後半に進展を見せた。王国軍の規模の縮小が緊急課題とされているのは、ひとえに兵士への給与支払が国家財政へ多大な負担をかけているためである。2月に現政体下で初めての国防白書が公刊されたが、その記念式典の基調講演でティア・バン国防省共同大臣は、2000年には国家財政の19.5%が王国軍に支出され、さらにその王国軍支出の大部分は、旧KR兵士の対政府投降に伴って生じた精米と制服の支給に費やされていると述べた。また、先

述した IMF のレビューに掲載されている資料によれば、軍・公安関係給与支払は経常支出の 4 分の 1，名目 GDP の 2.5% 相当に達している(*IMF Country Report* , No.01/143, p. 30)。王国軍兵士の動員解除は 10 月中旬以降，1 週当たり千数百人のペースで進められた模様であり，年末にはソク・アン國務大臣が 2001 年分として公約した 1 万 5000 人の除隊を終了したと宣言した。

投資法の見直しに関しては，IMF・世銀とカンボジア政府の見解の相違は解消しなかった。現行の投資法には非常に広範な減免税措置が含まれている。IMF・世銀は，これを歳入増加の観点から廃止ないしは全面的な見直しを主張しているが，カンボジア政府側はそれに反対する縫製工場経営者に配慮する姿勢を示している。

銀行制度の改革

カンボジアの中央銀行にあたるカンボジア国家銀行は，1999 年 11 月に施行された金融機関法に則って，2000 年にカンボジア国内で営業中の各銀行の財務状況等を再検討した結果，既存の 30 行のうち，4 行に営業許可を再発行し，11 行に業務停止を言い渡し，残りの 15 行に 2001 年末までに最低資本金額(1300 万^{ドル})を満たすことを条件に営業継続を許可した。

しかし，2001 年末，カンボジア国家銀行は条件付きで営業継続許可を与えた各銀行の財務状況や営業継続の見通しを公表しなかった。2001 年 11 月 30 日付のカンボジア国家銀行の文書によれば，18 の民間商業銀行が正規の，もしくは暫定的な営業免許の下で営業しているということであった。 *Cambodia Daily* 紙の調べによれば，最低資本金額を満たしていることが確認できたのは，そのうちの 7 行のみであり，残り 11 行の状態は確認できなかった(*Cambodia Daily* , Jan. 14-18, 2002)。

銀行制度の整備もまた IMF のコンディショナリティとして強く求められている。カンボジア経済はなお貨幣化の初期段階にあるために，銀行制度が果たしている役割は非常に小さい。貸付け総額は GDP の 7 %，また預金総額も GDP の 11% 相当にすぎず，この比率は世界で最も低い部類に入る(*IMF, Third Review Under the Poverty Reduction and Growth Facility* , July 2, 2001)。国際金融公社が行っているメコン事業開発推進事業(Mekong Project Development Facility)がプノンペン周辺で操業している従業員 20 人以上の企業にインタビューしたところ，経営上の問題として最上位に上げられたのが運転資金の不足であった。この調査によれば，企業の 38% が銀行をまったく利用したことがなく，3 分の 2 が銀行融資の利用を

検討したことがない(*Cambodia Daily* , Feb. 26-Mar. 2, 2001)。

このような初期段階にあるからこそ、信頼性の高い銀行制度を確立することが、カンボジアの民間部門の発達、ひいては経済成長に不可欠であると見なされている。

対 外 関 係

ベトナム中部高原少数民族の流入と対ベトナム関係

2001年3月末、モンドルキリー州で24人のベトナム人が不法入国の容疑で逮捕された。彼らはベトナム政府によるクリスチャン弾圧政策に抵抗して逃れてきた中部高原地帯の少数民族であると報道された。4月になると、在カンボジア・アメリカ大使館が、カンボジア政府に対して、拘留されたベトナム人達の「人道上の利益」を尊重するように求め、かつ、国連が彼らを難民であると認定した場合には、アメリカに定住させる用意がある旨のアピールを公表した。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)も、アメリカ大使館のアピールと同時に、24人のベトナム人達に対する面接調査を開始した。フン・セン首相もまた、この時点では、第三国が彼らを引き受けるのであればそれが望ましい、と声明した。その約1週間後には、24人全員が UNHCR によって難民認定され、順次アメリカに向けてカンボジアを出国した。

一方のベトナム側の動きとしては、アメリカ大使館のアピールと UNHCR の調査開始の直後、ベトナム外務省が、ベトナム政府が両国間の出入国協定と国境警備協力協定に則って、拘留された24人の引き渡しをカンボジア政府に対して求めていることを公表するとともに、アメリカの難民受入れ表明を「事態を複雑にする内政干渉」と厳しく非難した。また、UNHCR による難民認定は「間違いである」と国連をも批判した。

4月後半に24人がアメリカに向けて出国した後も、ベトナムの中部高原地帯からカンボジアのラッタナキリー州とモンドルキリー州への流入は続いた。10月上旬、カンボジアの UNHCR は、同事務所の保護下にあるベトナム人は700人を超えたと表明した。

このような事態にあって、カンボジア政府は、ベトナム政府に対する一切の論評を差し控えた。カンボジア、ベトナム、UNHCR の三者間の協議は、ベトナムが UNHCR の中部高原地帯への立ち入りを拒んだため、8月にいったんは頓挫し

た。2002年1月、ベトナムがUNHCRの立ち入りを認めて三者間で覚書きが締結され、すでに1000人余りに達していた流入者問題の解決の兆しが漸く見えてきた。

カンボジアとベトナムの間にはこのような問題があったにもかかわらず、2000年11月に「カンボジア自由の戦士」による首都襲撃事件のために中止されたルオン・ベトナム国家主席のカンボジア訪問は、2001年11月下旬に実現した。ルオン・ベトナム国家主席によるカンボジア公式訪問が実現したということからは、2001年の両国は良好な関係を維持したと結論づけられよう。なお、かねてから2000年末までに解決すると表明されてきた国境確定問題については、2001年末現在、いかなる合意もまだ締結されるに至っていない。

対タイ関係

カンボジアとタイは、2001年、両国の国境地帯のインフラ整備、投資促進、不法行為に対する取り締まり強化など広範な協力関係を築くことに合意した。7月、チャワリット・タイ国防相がカンボジアを訪問して、総合国境委員会に出席して、国境確定問題について議論した模様である。総合国境委員会の開催は1995年9月以来2回目のことであった。

2002年の課題

カンボジアの当面の課題としては、少なくとも下記の4点を挙げることができよう。

第1に、行財政改革、経済関係諸制度の整備・改革である。既得権益層との調整や、国民生活の安定の維持との兼合いもあり、また、改革対象としてあげられている課題も多岐に渡るため、実行に移されるまでにはなお時間が必要な分野もある。また、その成果を国民が享受できるようになるまでにもなお時間が必要ではあろう。しかし、諸改革がカンボジアの社会経済開発の前提条件であることは間違いない。今後とも着実な取り組みが必要である。

第2に、KR特別法廷の帰趨である。KR特別法廷設置法が施行されて、カンボジア国内の法的手続きは完了した。しかし、裁判の公正さや中立性に関する国連側の不信感は根強く、KR特別法廷の設置をめぐる国連とカンボジアの話し合いは、2002年初め現在、暗礁に乗り上げた形になっている。この問題は、既に数年もの間、国際ニュースとして流布してきているため、万一、カンボジア側が法廷設置の断念を表明するような事態になれば、カンボジアの国際的なイメージの

低下は免れない。

第3に、注視に値する事項としては、村議会がいかなる機能を発揮するのかという点が挙げられる。今回の村行政法の成立と村議会選挙によって、村議会が設置されたが、行政単位として村の上位にあたる郡と州には、議会は設置されていないし、それぞれの長も内務省による任命のままである。地方行政の末端にのみ公選による議会が設置されたこと、しかも村議会議員は必ずいずれかの政党员でなければならないと選挙制度で規定されていること、すなわち地方行政に政党政治が導入されたことが、今後のカンボジアの開発行政や地方行政にいかなる変化を生じさせるのかは、現時点では予測は非常に難しい。しかし、カンボジアの統治制度と実態に新たに重要な要素が加わったことは確かである。

最後に、2003年に上下両院議員の任期満了に伴う同時選挙が予定されていることを指摘しておく。選挙を控えて政治情勢が流動化する可能性も払拭できない。また、上院にとっては、設置後初めて選挙でもある。政党間関係の変化もまた注目されよう。

(研究企画部研究事業開発課)

1月2日▶国民議会、クメール・ルージュ(KR)特別法廷設置法案を賛成92, 反対0で可決。

8日▶小川日本大使, 大使公邸での新年会で, KR 特別法廷設置法の国会通過を歓迎し, 特別法廷ができるだけ速やかに開始されることを望む旨を表明。

9日▶フン・セン首相, バンコクで記者団に対して, 「イエン・サリを出廷させれば, カンボジアは再び戦争になるだろう」と言明。

10日▶フン・セン首相, 「われわれはポル・ポト虐殺体制下で殺された人々のために正義を見いださねばならず, また最も深刻な罪を犯して最も重い責任のある者を裁くべきであるので, KR 裁判は数人の最高指導者を対象とする」とシアムリアプ州の道路建設プロジェクト起工式で言明。

11日▶国民議会, 村行政法案を採択。

15日▶サー・ケン副首相, 国会で, 国家選挙委員会を構成員に少なくとも1人のサム・ランシー党のメンバーを入れて改造するのが望ましいとの意見を表明。

15日▶上院, KR 特別法廷設置法案を賛成51, 反対0で可決。

18日▶国民議会, 村議会選挙法案を可決。サー・ケン副首相, 村議会選挙は2002年1月には実施できるだろうと表明。

18日▶国民議会, 国家選挙委員会にサム・ランシー党から1人の参加を認める。

19日▶フン・セン首相, ウッド・ミアンチエイ州アンロンヴェーンを訪問。同地住民に対して, 「この裁判(=KR 特別法廷)は最高指導者達に対するものであることを理解してほしい。1200万の人々を裁判にかけるようなことはしない」と語り, 裁判にかけられるのはタモクとドゥイを含む一握りの幹部に限ら

れる旨を表明。

23日▶フン・セン首相, 「平和のためのアジア議員連合」(Asian Association of Parliaments for Peace)の会合におけるスピーチで, 「1980年代に KR に議席を与えていた以上, 国連が KR 指導者達の裁判を要求するのは偽善的である」および「イエン・サリの訴追は戦端を開きかねない」と表明。

▶世銀, カンボジア政府が作成した暫定版貧困削減戦略ペーパーが, 完全版貧困削減戦略ペーパーの基礎として適当であり, また世銀の譲与的支援の基礎としても適当だと判断。

29日▶カンボジア支援国会合半期会合, 開催。

30日▶IMF 理事会, 「貧困削減戦略ファシリティー」に関わる第2回レビューを承認。この承認をうけて835万7000SDR(約1100万ドル相当)の融資, 即時実施。

2月1日▶上院, 村行政法案を賛成53, 反対0で採択。

12日▶憲法院, KR 特別法廷設置法を検討し, 1956年刑法の適用を言及している同法第3条は死刑を間接的に容認することとなり, 現行憲法と矛盾すると指摘。

13日▶遅浩田・中国国防相, 来訪(～17日)。中国国防相のカンボジア訪問は初めて。約370万ドルの軍事援助パッケージを締結。

14日▶上院, 村議会選挙法案を満場一致で採択。

20日▶初の国防白書, 公開。

27日▶ソク・アン内閣官房相, 「間接的に死刑について言及している KR 特別法廷設置法案の第3条を削除して, 憲法院の勧告に沿った新たな条項を挿入することになる」と言明。

3月1日▶シン・ソン上院議員(人民党), 死

亡。死因は脊髄ガン。

12日 ▶ノヴ・サム・バットンポーン州知事(人民党), 解任。

15日 ▶カンボット地方裁判所, イム・ナン元口ボーク村長とリット・カに対して, 禁固刑17年の判決。

17日 ▶リブレル・フランス大使, ソク・アン内閣官房相に刑法案を提出。同法案はフランスによる5年来の支援によって作成されたもの。

19日 ▶チア・シム国家元首代行, 村議会選挙法と村行政法に署名。

20日 ▶ラナリット, FUNCINPECの年次大会兼創設20周年記念祝典で, 「1998年の選挙では人民党はFUNCINPECから票を奪わなかった」「実際のところ, FUNCINPECが票を失ったのは, サム・ランシー党やFUNCINPECを裏切った者たちが指導するその他の党のためである」「われわれは人民党とよりよいコミュニケーションを保たねばならず, サム・ランシー党には気をつけなければならない」等, 表明。

21日 ▶フン・セン首相, 村議会選挙の投票日を2002年2月3日に設定する旨を表明。その理由として「足し上げると9になり, 9は縁起のよい数字である」と言明。

23日 ▶フン・セン首相, 大臣会議にて, 2003年の総選挙でどの政党が勝利しようとも, 連立政権が維持されるべきであり, 2大政党の協力は安定のために不可欠であると表明。

27日 ▶サー・ケン副首相, 村議会選挙の概要説明で, 費用は2400万^{ドル}に達する見込みであり, カンボジア政府はその10%を支出する予定であると言明。

29日 ▶土地政策審議会(Council of Land Policy)会合。6月のドナー会合までに土地政策の概要に関する声明案を作成することを

決定。

4月2日 ▶在カンボジア・アメリカ大使館, カンボジア政府に対して拘留者(不法入国の容疑でモンドルキリー州で逮捕された24人の少数民族系ベトナム人)の「人道上の利益」を尊重するように求めるとともに, 国連が彼らを保護の必要な難民であると認定した場合には, アメリカに再定住させる用意がある旨の公式アピールを発表。

▶チア・シム上院議長, 1週間の中国訪問から帰国。

▶サム・ランシー, 自党員に対する脅迫と殺人が止まらない限り, 村議会選挙をボイコットする, と表明。

3日 ▶フン・セン首相, ベトナム中部高原から流入してきた24人について, 「ベトナム当局に引き渡すことはなく, もし第三国が彼らを引き受けるのであれば, それが望ましい」と表明。

4日 ▶IMFと世銀, 「カンボジア政府は歳入を増加させるために, 民間資本に対する税軽減措置を廃止しないしは見直すべきである」との共同声明を発表。

7日 ▶チア・ソン農業相(人民党), 死亡。死因は肝臓病。享年60歳。

9日 ▶アメリカ大使館, 国連難民高等弁務官によって24人のベトナム人が難民認定されたとの声明を発表。

9日 ▶フン・セン首相, 韓国訪問(～11日)。1997年の国交樹立以来, 初めて。

12日 ▶24人のベトナム少数民族のうち10人が, ロサンジェルスに向けカンボジア出国。

18日 ▶さらに8人のベトナム少数民族がアメリカに向けてカンボジア出国。

20日 ▶残りの6人のベトナム少数民族がアメリカに向けてカンボジア出国。

5月1日 ▶カンボジア王国労働者自由労働組

合、プノンペン市内の行進は実施したものの、ストは行わず。

3日 ▶カナダとの2004年繊維製品輸出協定に調印。クオータの引き上げ率は11%。

6日 ▶ゴー・チョク・トン・シンガポール首相、来訪(～10日)。

18日 ▶李鵬・中国全人代常務委員長、来訪(～21日)。

20日 ▶カンボジア王国労働者自由労働組合、チア・ピチアを委員長に再選出。任期は2年。

24日 ▶人民党と FUNCINPEC、(1)2002年2月の選挙を中立で暴力のないものにするためにより一層に協力する、(2)民主主義の原則に基づいて行動する、(3)選挙結果をめぐる争いは避ける、(4)選挙から生じる諸問題を解決するために共に努力する、以上4点を内容とする共同声明書に調印。

6月4日 ▶カンボジアとタイ、シャム湾の領海紛争が解決するまでは、沖合でのガスや石油の発掘を両国ともに行わない旨の協定を締結。

11日 ▶リチャード・キリ・キムを含む32人の「カンボジア自由の戦士達」容疑者に対する裁判がプノンペン地裁で開始される。アメリカ国籍3人のうち2人は欠席裁判。

12日 ▶カンボジア支援国会合、東京で開催(～13日)。世銀、IMF、ADB等の国際機関のほか、15カ国の援助供与国が参加。今年度分として、総額6億1500万^{ドル}の支援が公約される。

17日 ▶トン・シヴ・エンの葬儀、ポトゥム寺にて営まれる。女史は、カンボジアで最初の女性国会議員。

18日 ▶タクシン・タイ首相、カンボジア訪問(～19日)。経済貿易協定に調印。

20日 ▶プノンペン地裁、「カンボジア自由の戦士」裁判、結審。アメリカ国籍3人に終

身刑、カンボジア国籍1人に終身刑の判決。

21日 ▶シリラット共同国防相、元KR兵士のサム・ビットの停職命令に20日に署名したと言明。サム・ビットは1994年の外国人誘拐事件の犯人として終身刑を課されているヌオン・パエットの当時の上官。1997年に政府に投降。

28日 ▶人民党、創立「50周年」記念集会。

▶シリウッド、FUNCINPECのNO.2である書記長職に復帰。クオン・プライヴットに代わって上院議員に就任することも国王に承認される。ヴェン・セレイヴット観光相とホン・スン・フーオット保健相は、党の役職からははずれる。

7月11日 ▶国民議会、KR特別法廷設置法の修正案(死刑を削除)を採択。

12日 ▶シハヌーク国王、文書で、「私は(KR特別裁判を)政府、上院、国会および設立されるであろう法廷に任せる」と自身が干渉するつもりはない旨を表明。

17日 ▶金永南・朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会委員長、来訪(～20日)。

20日 ▶国民議会、改正土地法を採択。

21日 ▶村議会選挙のための選挙人登録、開始(～8月16日)。

23日 ▶上院、KR特別法廷設置法の修正案を採択。

25日 ▶人民党、定期大会、開催(～26日)。フン・セン首相(人民党中央委副議長)、開会演説および閉会演説において、党員に対して、来るべき村議会選挙に際し、他党候補者に対して政治的動機に基づく暴力をふるわないようにアピール。ホック・ランディ国家警察庁長官が党中央委の21人目の常任委員会委員に選出される。

27日 ▶チャワリット・タイ国防相、来訪(～28日)。

▶フン・セン首相とチャワリット・タイ国防相、総国境委員会にて、両国国境地帯において、不法漁業、不法就労者、武器や麻薬の取引、車輛や文化遺産の密輸に対する取り締まりを強化すること、通過地点を増やすこと、2001～2005年にカンボジア王国軍兵士50人の訓練にタイが協力すること、等に合意。総国境委員会の開催は、1995年9月以来2回目。

8月7日 ▶憲法院、KR 特別法廷設置法(修正済)を承認。

10日 ▶シハヌーク国王、KR 特別法廷設置法(修正済)に署名。

15日 ▶ブンニャン・ヴォラチット・ラオス首相、来訪(～17日)。

16日 ▶ウィーデメン在カンボジア・アメリカ大使、イエン・サリが裁判にかけられなければアメリカは特別法廷への支持を取り下げ、国連に対してもこの問題から足を洗うことを期待する旨を表明。

17日 ▶キュー・サンパンの書簡(16日付)、公開される。

19日 ▶村議会選挙のための有権者登録、締め切る。

20日 ▶国家選挙委員会、村議会選挙のための選挙人登録は、有資格者の79.08%と発表。

21日 ▶国会、内閣改造を承認。チャム・サルン(元農業次官)が農業相に、ニエヴ・シトン(元最高検察官)が司法相に、リー・トゥイ(元農村開発省次官)が農村開発相に就任。

23日 ▶メガワティ・インドネシア大統領、来訪(～24日)。

9月3日 ▶サー・ケン副首相、村議会選挙に

関して有権者の83.06%という登録率に政府として満足している旨を表明。

10月8日 ▶フン・セン首相、アメリカ主導によるアフガニスタン空爆に対する支持を表明。

14日 ▶村議会選挙、候補者受付開始。

16日 ▶村議会選挙、候補者登録受付終了。国家選挙委員会報道官、15日時点、全24州のうち22州からの報告によるとして、人民党は全1621村のうち1118村に計1万6099人の候補者を立て、FUNCINPECは989村に計1万3769人の候補者を立て、サム・ランシー党は899村に計1万3225人の候補者を擁立したと表明。

24日 ▶パイリン市にて銃器焼却式典開催。エイ・チエン市長主催、ティア・バン共同国防相出席。

11月13日 ▶フン・セン首相、タイ公式訪問(～15日)。

26日 ▶チャン・トゥク・ルオン・ベトナム国家主席、来訪(～28日)。カンボジア・ベトナム間貿易協定、投資奨励保護協定を調印。両国共同声明を発表。

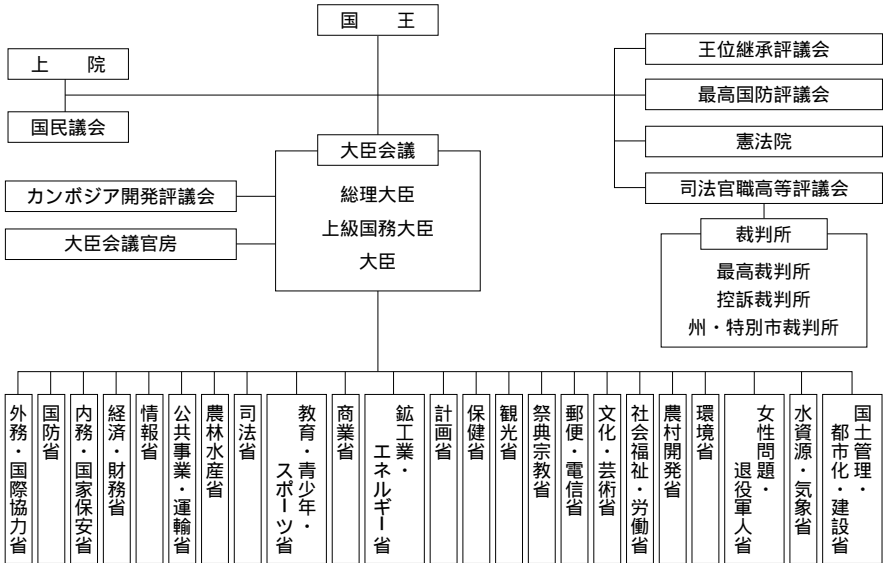
26日 ▶国民議会、国際刑事裁判所の設立に関わるローマ文書を批准。

12月6日 ▶中国共産党中央執行委第6位の尉健行、来訪(～10日)。

18日 ▶人民党定期党大会、開催。

26日 ▶ソク・アン国務大臣、コンボントム州における式典で、2001年度分の1万5000人の除隊を公約どおり終了したと宣言。政府の最終目標は、7万～8万人規模まで縮小することだと述べる。

① 国家機構図



② 大臣會議名簿(2001年8月21日改造)

(C = カンボジア人民党, F = FUNCINPEC)

総理大臣 Hun Sen (C)
 副総理大臣 Sar Kheng (C 兼内務大臣)
 Tol Lah (F 兼教育大臣)
 大臣會議官房国務大臣 Sok An (C)
 国防省共同大臣 Tea Banh (C)
 同共同大臣 Sisowath Sererath (F)
 内務・国家保安省共同大臣 Sar Kheng (C)
 同共同大臣 You Hockry (F)
 国会対策担当大臣 Khun Hang (F)
 外務・国際協力省大臣 Hor Namhong (C)
 経済・財務省大臣 Keat Chhon (C)
 情報省大臣 Lu Lay Sreng (F)
 保健省大臣 Hong Sunhuot (F)
 鉱工業・エネルギー省大臣 Suy Sem (C)
 計画省大臣 Chhay Than (C)
 商業省大臣 Cham Prasidh (C)

教育・青少年・スポーツ省大臣 Tol Lah (F)
 農林水産省大臣 Chan Sarun (C)
 文化・芸術省大臣 Norodom Bophadevy (F)
 環境省大臣 Mok Mareth (C)
 農村開発省大臣 Chhim Seakleng (F)
 社会福祉・労働省大臣 Ith Samheng (C)
 郵便・電信省大臣 So Khun (C)
 祭典宗教省大臣 Chea Saroeun (F)
 女性問題・退役軍人省大臣 Mu Sochua (F)
 公共事業・運輸省大臣 Khy Tang Lim (F)
 司法省大臣 Niev Sithong (F)
 観光省大臣 Veng Sereyvuth (F)
 国土管理・都市化・建設省大臣
 Im Chhun Lim (C)
 水資源・気象省大臣 Lim Kean Huor (C)
 公益事業庁長官 Pich Bunthin (C)
 民間航空庁長官 Pok Sam El (F)

1 基礎統計

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
(1)人口(年央, 100万人)	10.20	10.70	10.40	11.40	11.60	12.2
(2)籾米生産(1,000トン)	3,318	3,390	3,415	3,510	4,041	4,026
(3)消費者物価指数*	103.4	110.8	119.6	137.2	142.8	141.7
(4)為替レート(年平均値, 1ドル=リエル)	2,450.8	2,624.1	2,946.3	3,744.4	3,807.8	3,840.8

(注) *1994年7～9月=100とする値。

(出所) ADB, *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries*, 2001.

2 支出別国内総生産(名目価格)

(単位: 10億リエル)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
消費支出	7,212.8	7,883.2	8,594.4	9,967.6	10,857.9	11,090.1
民間	6,799.5	7,354.1	8,041.4	9,377.2	10,138.0	10,296.9
政府	413.3	529.1	553.0	590.4	719.9	793.2
総資本形成	974.3	1,268.7	1,320.8	1,262.6	1,977.2	1,684.4
総固定資本	956.5	1,124.5	1,199.2	1,360.5	1,786.8	1,842.3
在庫増減	17.8	144.2	121.6	-97.9	190.4	-157.9
財・サービス輸出	2,406.7	2,137.3	3,048.1	3,881.4	4,333.3	5,774.7
財・サービス輸入	-3,589.1	-3,597.5	-4,067.1	-4,872.4	-6,004.1	-6,529.2
統計上の不突合	591.9	633.0	252.9	304.2	482.0	-97.0
国内総生産	7,596.7	8,324.8	9,149.2	10,543.4	1,646.4	11,923.0

(出所) 表1に同じ。

3 産業別国内総生産(実質: 1993年価格)

(単位: 10億リエル)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
要素費用表示 GDP	6,585.7	6,756.8	7,034.0	7,192.2	7,661.0	8,106.8
農業	2,893.0	2,873.9	3,039.2	3,114.9	3,262.9	3,173.7
鉱業	12.2	11.6	11.6	11.8	12.7	12.7
製造業	573.9	675.4	912.2	1,049.9	1,152.8	1,555.0
電気・ガス・水道	35.5	35.8	36.4	37.8	39.2	40.7
建設業	331.1	335.4	313.8	272.3	331.1	372.7
卸・小売業 ¹⁾	1,250.4	1,221.6	1,189.8	1,130.1	1,196.2	1,214.0
運輸・通信	404.6	440.1	376.9	366.9	417.7	436.3
金融 ²⁾	561.6	570.9	586.9	599.7	621.9	656.9
行政	214.6	251.8	260.7	278.1	261.5	267.4
その他の	309.1	340.4	306.5	330.8	364.9	377.4
間接税 - 補助金	356.3	412.5	433.1	376.5	433.5	431.1
帰属計算された銀行手数料	67.0	53.7	89.0	83.3	91.9	103.7
市場価格表示 GDP	6,875.1	7,115.5	7,378.2	7,485.4	8,002.7	8,434.3

(注) 1) ホテル業とレストラン業を含む。 2) 不動産業を含む。

(出所) 表1に同じ。

4 国・地域別貿易

(単位:100万ドル)

	1998		1999		2000	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
世界合計	796	1,080	1,323	1,241	1,358	1,418*
先進工業国	436	217	399	231	992	220
日本	8	71	9	74	11	58
フランス	12	41	21	42	28	39
アメリカ	293	39	236	38	740	33
発展途上国	360	862	661	1,008	365	1,189
中国	42	96	9	86	24	113
香港	27	130	38	186	262	254
台湾	21	126	9	149	10	175
韓国	1	68	1	80	...	77
ASEAN	262	433	601	484	66	554
シンガポール	133	96	182	99	18	106
タイ	77	169	19	195	23	222
マレーシア	6	47	7	50	...	64
インドネシア	1	28	1	51	2	68
フィリピン	3	2	...	3	1	2
ベトナム	42	91	392	86	19	92
ラオス	3	...
その他発展途上国	7	9	3	23	3	16
相手国不明	...	2	263	1	...	5

(注) *うち300万ドルは対北朝鮮。

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook*, 2001年版。

5 国際収支

(単位:100万ドル)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
貿易収支	-333.1	-428.0	-230.9	-160.3	-196.8	-209.1
輸出	853.9	643.6	861.6	912.9	973.2	1,327.1
輸入	1,187.0	1,071.6	1,092.4	1,073.2	1,170.0	1,536.2
貿易外収支	-130.9	-137.9	-96.8	-99.2	-93.2	-121.3
移転収支	355.9	459.1	348.8	266.0	280.1	321.6
民間	20.0	20.0	60.0	66.0	70.0	72.0
政府	335.9	439.1	288.8	200.0	210.1	249.6
經常収支	-108.1	-106.8	21.1	6.5	-9.9	-8.8
資本収支	109.9	259.3	163.7	143.7	115.6	127.7
直接投資	150.7	293.7	168.1	120.7	135.4	127.7
資本運用投資
長期資本*	-40.8	-34.4	-4.4	23.0	-19.8	...
短期資本
誤差脱漏	12.8	-78.0	-151.2	-132.0	-49.0	-29.4
総合収支	14.6	74.5	33.6	18.2	56.7	89.5

(注) *短期資本を含む。

(出所) 表1に同じ。

6 国家財政(財政年度は1～12月)

(単位:10億リエル)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
経常収入	635.3	709.8	868.7	909.6	1,220.0	1,485.0
税収入	445.5	534.3	597.4	679.4	853.3	1,065.0
税外収入	189.8	175.5	271.3	230.2	366.7	420.0
経常支出	736.8	789.8	816.0	933.9	1,100.0	1,315.0
経常収支	-101.5	79.9	52.7	-24.3	120.0	170.0
資本収入	7.7	39.2	12.3	33.2	25.0	20.0
資本支出	511.1	529.9	451.9	630.0	380.0	1,020.0
資本収支	-503.4	-490.7	-439.6	-596.8	-355.0	-1,000.0
純貸付
総合収支	-604.9	-410.8	-386.9	-621.1	-235.0	-830.0
資金調達	604.9	609.3
国内借入	2.0	-7.5
海外借入	483.4	616.8
海外贈与
現金残高取崩し	119.5	-38.7

(出所) 表1に同じ。

7 中央政府財政支出

(単位:10億リエル)

	1995	1996	1997	1998	1999	2000
支出総額	736.8	789.8	816.0	933.9	1,109.4	1,128.9
一般行政	72.6	76.7	90.3	140.0	133.7	187.9
国防	456.1	434.4	446.6	481.3	473.5	455.0
教育	77.9	84.3	87.5	105.3	166.8	183.2
保健	26.1	42.6	45.3	43.8	76.3	121.0
社会福祉	37.6	44.7	49.9	47.9	25.4	26.9
家屋および公共施設
経済サービス	55.4	83.9	77.9	91.8	150.7	84.0
農業	13.1	16.1	14.8	15.4	24.0	26.0
工業	4.7	8.6	3.1	3.0	5.3	6.1
電気・ガス・水道
運輸・通信	18.7	34.4	33.8	36.2	83.0	41.9
その他経済サービス	18.9	24.8	26.1	37.2	38.3	10.0
その他*	11.0	23.2	18.7	23.8	83.0	71.0

(注) *情報, その他政府機関, 臨時支出を含む。

(出所) 表1に同じ。